

「時価の算定に関する会計基準」等の概要

公認会計士 うちだ あきひこ
内田 彰彦

1. はじめに

2019年7月4日に、企業会計基準委員会（ASBJ）は、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等を公表した。我が国においては企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等において時価の算定が求められているものの、これまで時価の算定方法に関する詳細なガイダンスは定められていなかった。一方、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、公正価値測定及び開示についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めている。

今般、国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるために、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関する以下の会計基準等を公表した（なお、本稿では、各会計基準等を以下のように略称し、すべてを総称して「時価算定会計基準等」という。）。

- ▶企業会計基準第30号
「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）
- ▶企業会計基準適用指針第31号
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）
また、関連する以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の改正が公表されている。
- ▶改正企業会計基準第9号
「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下「棚卸資産会計基準」という。）
- ▶改正企業会計基準第10号
「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）
- ▶改正企業会計基準適用指針第14号
「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期適用指針」という。）
- ▶改正企業会計基準適用指針第19号
「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）

さらに、上記の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の改正に伴い、以下の日本公認会計士協会の実務指針等の改正も公表されている。

- ▶日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第4号
「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」
- ▶日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号

「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）

- ▶日本公認会計士協会 会計制度委員会
「金融商品会計に関するQ&A」
本稿では時価算定会計基準等の概要について解説する。

2. 時価算定会計基準等の基本的な考え方

（時価算定会計基準第24項及び第25項）

時価算定会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号「公正価値測定」（以下「IFRS第13号」という。）の定めを基本的にすべて取り入れることとした。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとした。

また、IFRS第13号では公正価値という用語が用いられているが、時価算定会計基準等では、我が国における他の関連諸法規において時価という用語が広く用いられていること等を配慮し、時価という用語を用いている。

なお、時価算定会計基準及び時価算定適用指針は、下記3(1)の適用範囲に含まれる時価をどのように算定すべきかを定めるものであり、どのような場合に時価を算定すべきかについては他の会計基準の定めに従うことになる。

3. 時価算定会計基準等の概要

(1) 適用範囲

（時価算定会計基準第3項、第26項～第28項）

時価算定会計基準は次の項目の時価に適用される。

- ▶金融商品会計基準における金融商品
- ▶棚卸資産会計基準におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

なお、金融商品が年金資産を構成する場合には、当該金融商品の時価の算定に時価算定会計基準が適用される。また、実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」における仮想通貨については、時価算定会計基準の範囲に含まれ

ない。

(2) 時価の定義

(時価算定会計基準第5項及び第31項、金融商品会計基準第18項、金融商品会計実務指針第91項及び第284項)

「時価」とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。

時価は、直接観察可能であるかどうかにかかわらず、算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格（資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格）であり、入口価格（交換取引において資産を取得するために支払った価格又は負債を引き受けるために受け取った価格）ではない。

なお、時価の定義の変更に伴い、改正前の金融商品会計基準におけるその他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めについては、「算定日において」という時価の定義を満たさないため削除された。同様に、外貨建てその他有価証券に関して期末前1か月間の平均相場により換算することができるとの定めも削除された。ただし、その他有価証券の減損を行うか否かの判断については、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる取扱いを踏襲しているが、その場合であっても減損損失の算定には期末日の時価を用いることとなる。

また、一般的な重要性の考え方は時価算定会計基準においても適用されるが、時価算定会計基準等では、時価は出口価格であることや市場参加者が算定日において時価を算定する際に考慮する金融商品の特性を考慮することを明確にしておき、デリバティブ取引の時価を算定する際には、取引相手方の信用リスク（CVA）や自己の信用リスク（DVA）を考慮することが考えられる。

(3) 時価の算定単位

(時価算定会計基準第6項及び第7項)

資産又は負債の時価を算定する単位は、それぞれの対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示による。しかし、一定の要件を満たす場合には、特定の市場リスク（市場価格の変動に係るリスク）又は特定の取引相手先の信用リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスク）に関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定することができるが、本取扱いは毎期継続適用し、重要な会計方針においてその旨を注記する必要がある。

(4) 時価の算定方法

(時価算定会計基準第8項～第15項)

①時価の算定に用いる評価技法

時価の算定にあたっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法（そのアプローチとして、例えば、マーケット・アプローチやインカム・アプローチがある。）を用いる。評価技法を用いるにあたっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする。

②時価の算定に用いるインプット

インプットとは、資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定をいう。時価の算定に用いるインプットは、次の順に優先的に使用する（レベル1のインプットが最も優先順位が高く、レベル3のインプットが最も優先順位が低い。）。

(a) レベル1のインプット

時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり調整されていないものをいう。当該価格は、時価の最適な根拠を提供するものであり、当該価格が利用できる場合には、原則として、当該価格を調整せずに時価の算定に使用する。

(b) レベル2のインプット

資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプットをいう。

(c) レベル3のインプット

資産又は負債について観察できないインプットをいう。当該インプットは、関連性のある観察可能なインプットが入手できない場合に用いる。

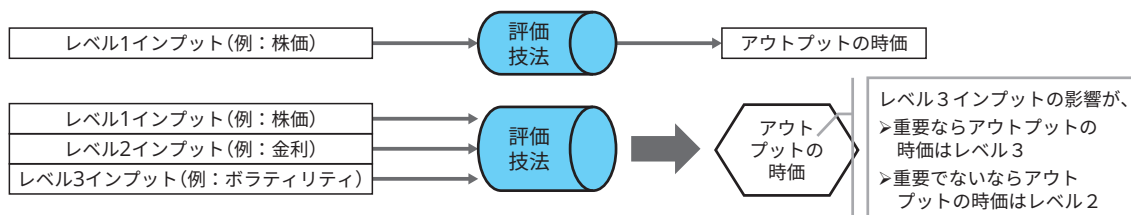
時価は、その算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて、レベル1の時価、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類する。なお、時価を算定するために異なるレベルに分類される複数のインプットを用いており、これらのインプットに、時価の算定に重要な影響を与えるインプットが複数含まれる場合、これらの重要な影響を与えるインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに当該時価を分類する。(図表1)

③負債又は払込資本を増加させる金融商品

負債又は払込資本を増加させる金融商品については、時価の算定日に市場参加者に移転されるものと仮定して、時価を算定する。負債の時価の算定にあたっては、負債の不履行リスクの影響を反映する（負債の不履行リスクとは、企業が債務を履行しないリスクであり、企業自身の信用リスクに限られるものではない。）。また、負債の不履行リスクについては、当該負債の移転の前後で同一であると仮定する。

図表1 時価の算定方法

～評価技法にインプットを投入して算定対象であるアウトプットの時価を算定するイメージ



●評価技法

状況に応じて十分なデータが利用できる評価技法(現在価値技法やオプション価格算定モデル等)を用いる
評価技法を用いるにあたっては関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする

●インプット

優先度	レベル	観察可能性	定義
高	レベル1	観察可能な インプット	時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり調整されていないインプット
中	レベル2		資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1以外のインプット
低	レベル3	観察できない インプット	資産又は負債について観察できないインプット

▶アウトプットの時価のレベルは、時価算定に用いるインプットが観察可能であるか及び経営者の見積りによる不確実性が存在するかを表すものであり、時価の算定対象となるアウトプットの時価の複雑性等を示すものではない

▶アウトプットの時価のレベルの分類は、評価技法ではなく、インプットが属するレベルに基づいて行われる

(5) その他の取扱い

(時価算定適用指針第24項)

取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであると判断する場合には、当該価格を時価の算定に用いることができる。

上記の定めにかかわらず、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、以下のすべての要件を満たす場合、当該第三者から入手したデリバティブ取引の相場価格を時価とみなすことができる。

- ①第三者が客観的に信頼性のある者で企業集団等から独立した者であり、
- ②公表されているインプットの契約時からの推移と入手した相場価格との間に明らかな不整合はないと認められる場合で、
- ③当該相場価格がレベル2の時価に属すると判断されるブレイン・バニラな金利スワップ、為替予約又は通貨スワップの場合

なお、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める金融機関(銀行、保険会社、証券会社、ノンバンク等が想定される。)はこのみなし規定を使用できない。

(6) 市場価格のない株式等の取扱い

(金融商品会計基準第19項及び第81-2項、金融商品時価開示適用指針第5項)

時価算定会計基準においては、時価のレベルに関する

概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットに基づき時価を算定することとしている。このような時価の考え方の下では、原則として時価を把握することが極めて困難な場合は想定されないことから、時価を把握することが極めて困難な有価証券又はデリバティブの記載は削除された。

ただし、市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲し、引き続き取得原価をもって貸借対照表価額とする取扱いとした。

これにより、これまで時価を把握することが極めて困難であるとして、取得原価又は償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としていたもののうち、市場価格のない株式等に含まれないものについては、時価をもって貸借対照表価額とすることとなる。また、市場価格のない株式等については、時価に関する注記を不要とした。

なお、市場価格のない株式等とは、市場において取引されていない株式、及び出資金など株式と同様に持分の請求権を生じさせるものに限定されており、例え、市場価格のない株式等が時価の算定におけるインプットとなるデリバティブや債券等の金融商品であっても、デリバティブや債券等は市場価格のない株式等ではないため、市場価格のない株式等に含まれることはない。また、市場において取引されているものの実際の売買事例が極めて少ない株式も、市場価格のない株式等には含まれない。(図表2)

図表2 改正前と改正後の金融商品の貸借対照表価額及び時価注記の取扱いの概要

	改正前		改正後	
	貸借対照表価額	時価注記	貸借対照表価額	時価注記
(1) 時価をもって貸借対照表価額とするもの（売買目的有価証券、その他有価証券、デリバティブ取引など）				
① ②以外 （上場株式、通常の債券、デリバティブ取引など）	時価	時価を注記	時価	時価を注記
② 改正前に時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていたもの				
②-1 改正後における「市場価格のない株式等※1」	取得原価	把握困難と注記 ※2	取得原価	市価なし株式等と注記※3
②-2 改正前に時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていたもののうち、改正後における「市場価格のない株式等※1」以外のもの				
・社債その他の債券	取得原価等	把握困難と注記 ※2	時価	時価を注記
・社債その他の債券以外の有価証券	取得原価	把握困難と注記 ※2	時価	時価を注記
・デリバティブ取引	取得原価	把握困難と注記 ※2	時価	時価を注記
(2) 取得原価等をもって貸借対照表価額とするもの （金銭債権、満期保有目的の債券、組合等への出資※4、金銭債務など）				
① ②以外	取得原価等	時価を注記	取得原価等	時価を注記
② 改正前に時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていたもの	取得原価等	把握困難と注記 ※2	取得原価等	時価を注記

- ※1 市場価格のない株式等とは、市場で取引されていない株式、及び出資金など株式と同様に持分の請求権を生じさせるものをいう。
- ※2 改正前においては、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価を注記していない金融商品については、当該金融商品の概要、貸借対照表計上額及びその理由の注記が求められていた。
- ※3 改正後の金融商品会計基準において、市場価格のない株式等については時価を注記しないこととしている。この場合、当該金融商品の概要及び貸借対照表計上額を注記する。
- ※4 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する経過措置がある（4(2)④参照）。

(7) 開示

（金融商品会計基準第40-2項、金融商品時価開示適用指針第5-2項、四半期適用指針第80項）

金融商品時価開示適用指針では、基本的にはIFRS第13号の開示項目との整合性を図っているが、一部の開示項目についてはコストと便益を考慮して採り入れている。金融商品時価開示適用指針では、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項として次の開示項目の注記を求めることとした（図表3）。なお、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、金融商品時価開示適用指針第4項(1)の注記から省略することができる。

4. 適用時期等

（時価算定会計基準第16項～第20項、時価算定適用指針第25項～第27項等）

(1) 適用時期

時価算定会計基準等は、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。

ただし、2020年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができる。また、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表

から適用することもできる。

(2) 経過措置

時価算定会計基準等では、次の経過措置を定めている。

▶時価算定会計基準及び時価算定適用指針

①時価算定会計基準及び時価算定適用指針の適用初年度においては、時価算定会計基準及び時価算定適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用する。この場合、その変更の内容について注記する。

②①の定めにかかわらず、時価の算定にあたり観察可能なインプットを最大限利用しなければならない定めなどにより、時価算定会計基準及び時価算定適用指針の適用に伴い時価を算定するために用いた方法を変更することとなった場合で、当該変更による影響額を分離することができるときは、会計方針の変更に該当するものとし、当該会計方針の変更を過去の期間のすべてに遡及適用することができる。また、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することもできる。これらの場合、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第10項に定める事項を注記する。

③投資信託の時価の算定に関しては、時価算定会計基準

図表3 開示項目（金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項）

四半期財務諸表では、事業運営にあたって重要な項目であり、かつ前年度末と比較して著しく変動している場合に注記が要求される（金融機関以外においては、第1四半期及び第3四半期では注記を省略できる）

	時価をもって貸借対照表価額とするもの			取得原価等をもって貸借対照表価額とするもの		
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル1	レベル2	レベル3
① 時価のレベルごとの残高	注記要	注記要	注記要	注記要	注記要	注記要
② 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明		注記要	注記要		注記要	注記要
③ 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合、その旨及び変更の理由（影響額は不要）		注記要	注記要		注記要	注記要
④ 時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報			注記要			
⑤ レベル3の金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表※			注記要			
⑥ 企業の評価プロセスの説明			注記要			
⑦ レベル3の時価について、重要な観察できないインプットの定性的感応度分析			注記要			

注1：IFRS第13号では、上記のほか、「レベル1とレベル2との間のすべての振替及びその振替の理由」及び「レベル3の時価について、観察できないインプットの定量的感応度分析」も開示対象であるが、時価算定会計基準等における注記項目とはされていない。
注2：投資信託は時価自体の開示は要求されるが、暫定的に時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は要しない。

※購入、売却、発行及び決済のそれぞれの額については、作成コストと便益のバランスの観点から、これらの純額を示すことも可能

等公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、それまでの間は改正前の取扱いを踏襲することができる。この場合、時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は要しない（時価自体の注記は行う。）。

- ④貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記については、投資信託の取扱いを改正する際にその取扱いを明らかにすることとし、それまでの間は金融商品時価開示適用指針第4項(1)の注記は要しない（時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記だけでなく、時価自体の注記も要しない）。

▶金融商品時価開示適用指針

- ⑤金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する開示項目について、適用初年度の比較情報は不要とする。また、期首残高から期末残高への調整表について、金融商品会計基準を年度末の財務諸表から適用する場合には、適用初年度は省略することができる。この場合、適用初年度の翌年度においては、比較情報は要しない。

▶棚卸資産会計基準

- ⑥トレーディング目的で保有する棚卸資産の時価の定義の見直しにより生じる会計方針の変更については、時

価算定会計基準の適用初年度における原則的な取扱いと同様に将来にわたって適用する。この場合、その変更の内容について注記する。

▶金融商品会計基準

- ⑦その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めを削除や、市場価格のない株式等以外の時価を把握することが極めて困難な有価証券又はデリバティブの定めを削除など、時価の定義の見直しに伴う金融商品会計基準の改正により生じる会計方針の変更は、時価の算定を変更することになり得るという意味では時価算定会計基準が定める新たな会計方針の適用と同一であるため、時価算定会計基準の適用初年度における原則的な取扱いと同様に将来にわたって適用する。この場合、その変更の内容について注記する。

▶四半期適用指針

- ⑧適用初年度には、時価のレベルごとの残高の注記を不要とする。

以上